

令和6年12月23日

一宮市議会会議規則及び一宮市議会事務局条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市議会
議長 竹山 聡

一宮市議会規則第2号

一宮市議会会議規則及び一宮市議会事務局条例施行規則の一部を改正する規則
(一宮市議会会議規則の一部改正)

第1条 一宮市議会会議規則(昭和44年一宮市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(会議録の記載事項) 第99条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 職務のため議場に出席した <u>事務局職員</u> の職氏名 (5)～(15) 略	(会議録の記載事項) 第99条 略 (1)～(3) 略 (4) 職務のため議場に出席した <u>議会局職員</u> の職氏名 (5)～(15) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会事務局条例施行規則の一部改正)

第2条 一宮市議会事務局条例施行規則(昭和24年一宮市議会規則第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>一宮市議会事務局条例施行規則</u> 第1章 事務分掌 第1条 <u>事務局</u> の事務を処理するため、 <u>庶務課</u> 及び議事調査課を置く。 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、 <u>事務局</u> に次長、課に専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (<u>庶務課</u> の事務分掌) 第3条 <u>庶務課</u> においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(14) 略 第6条 到着の文書は、 <u>庶務課</u> において、次によって処理しなければならない。 (1) 親展文書は、封皮に受付印を押捺し、	<u>一宮市議会局条例施行規則</u> 第1章 事務分掌 第1条 <u>議会局</u> の事務を処理するため、 <u>総務課</u> 及び議事調査課を置く。 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、 <u>議会局</u> に次長、課に専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (<u>総務課</u> の事務分掌) 第3条 <u>総務課</u> においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(14) 略 第6条 到着の文書は、 <u>総務課</u> において、次によって処理しなければならない。 (1) 親展文書は、封皮に受付印を押捺し、

議長及び副議長あてのものは<u>事務局長</u>に、その他のものは名あて人に交付する。 (2) 略 第8条 起案文書は、すべて<u>事務局長</u>を経て、議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、<u>事務局長</u>がこれを代決することができる。 第10条 文書類は、<u>事務局長</u>の承認を得ずしてこれを他に示し、又はその謄本を与えることができない。 第10条の2 この規則で定めるもののほか、<u>事務局</u>における文書の取扱いについては、一宮市文書管理規則(平成10年一宮市規則第7号)の規定を準用する。	議長及び副議長あてのものは<u>議会局長</u>に、その他のものは名あて人に交付する。 (2) 略 第8条 起案文書は、すべて<u>議会局長</u>を経て、議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、<u>議会局長</u>がこれを代決することができる。 第10条 文書類は、<u>議会局長</u>の承認を得ずしてこれを他に示し、又はその謄本を与えることができない。 第10条の2 この規則で定めるもののほか、<u>議会局</u>における文書の取扱いについては、一宮市文書管理規則(平成10年一宮市規則第7号)の規定を準用する。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の一宮市議会事務局条例施行規則に規定する次の表の左欄に掲げる課に勤務する職員は、別段の辞令が発せられた場合を除き、同条の規定による改正後の一宮市議会局条例施行規則に規定する同表の右欄に掲げる課にそれぞれ勤務を命ぜられたものとみなす。

議会事務局庶務課	議会局総務課
議会事務局議事調査課	議会局議事調査課